

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(2025年7月14日)

現 行	改 正 後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (本取引の開始)	第2条 (本取引の開始)
(省 略)	(現行どおり)
<p><u>(1) 当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。</u></p> <p><u>(2) お客様は、前号の諸届出事項に変更があった場合、当社に対し直ちに 通知するものとします。</u></p> <p><u>(3) 本取引のお申込み者がお客様本人であることを証するため、お客様は、当社に本人確認書類等をご提出いただくものとします。また、外国籍のお客様は、在留期限および在留資格等が確認できる書類もあわせてご提出いただくものとします。本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。</u></p>	<p><u>2 当社がその申込を審査のうえ承諾した場合に限り、お客様は本取引を行うことができ、当社はお客様の本取引を受託するものとします。</u> (削 除)</p> <p><u>3 本取引のお申込み者がお客様本人であることを証するため、お客様には、当社に本人確認書類等を提出いただくものとします。また、外国籍のお客様は、在留資格、在留期限および国籍等が確認できる書類もあわせて提出いただくものとします。本人確認書類等について詳しくは当社ホームページをご確認ください。</u></p>
第3条 (自己責任およびリスクの確認)	第3条 (自己責任およびリスクの確認)
<p>お客様は、本取引を行うにあたり、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ金融商品取引法その他の関連する法令諸規則等を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p>	<p>お客様は、本取引を行うにあたり、本取引の内容およびリスクを十分に理解したうえ金融商品取引法その他の関連する法令、<u>一般社団法人金融先物取引業協会の諸規則等 (以下「法令・諸規則等」といいます。)</u>を遵守し、自己の判断と責任において本取引を行うものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
第5条 (口座の開設)	第5条 (口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<p><u>3 当社は、満年齢が75歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、そのご意思の「回答」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。</u></p> <p><u>(1) 本取引の継続を希望する場合は、本取引の継続を可とします。</u></p> <p><u>(2) 本取引の継続を希望しない場合は、本規定により解約とします。</u></p> <p><u>(3) 回答がない場合は、新規取引を停止するほか、本規定に基づく必要な措置を講じます。</u></p>	(削 除)
第6条 (取引の名義)	第6条 (取引の名義および登録事項の変更)

現 行	改 正 後
<p>本取引の利用にあたって、お客様は公的証書と相違ない住所および氏名を登録するものとし、以下に定める事項を遵守するものとし、</p> <p>(1) <u>住所</u>および<u>氏名</u>は本人確認書類に記載されたものと同一のものを使用するものとし、</p> <p>(2) お客様がご指定の金融機関の口座名義も前号と同様とします。なお、当社はお客様よりあらかじめ<u>お届け</u>いただいているご本人名義の金融機関の口座以外への振込みは行わないものとします。</p> <p>2 お客様は、<u>当社に届出た住所、氏名その他の事項</u>に変更があったときは、当社所定の手続きにより遅滞なく当社に対して<u>変更事項の届出</u>を行うものとし、お客様が変更手続きを怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(省 略)</p>	<p>本取引の利用にあたって、お客様は<u>本人確認書類または当社で必要と判断した際に追加で提出いただく公的証明書</u>と相違ない<u>内容</u>を登録するものとし、以下に定める事項を遵守するものとし、</p> <p>(1) <u>氏名</u>もしくは<u>名称</u>および<u>住所</u>もしくは<u>所在地</u>は、<u>本人確認書類に記載されたものと同一のものを使用するものとし、</u><u>本人確認書類に通称が本名と併記されている場合、原則本名を登録いただくものとし、</u></p> <p>(2) お客様がご指定の金融機関の口座名義も前号と同様とします。なお、<u>お客様からのご出金依頼について、</u><u>当社はお客様よりあらかじめ登録</u>いただいているご本人名義の金融機関の口座以外への振込みは行わないものとします。</p> <p>2 お客様は、<u>登録事項に変更があったときは、</u>当社所定の手続きにより遅滞なく当社に対して<u>変更事項を届出</u>るものとし、お客様が変更手続きを怠ったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>3 <u>外国籍のお客様は、提出いただいている在留資格、在留期限および国籍等が確認できる書類について、在留資格の変更および在留期限の延長等により更新した際は、変更および更新した月内に提出いただくものとし、</u></p> <p>4 <u>本取引を開設したお客様が、第5条の口座開設基準を満たさなくなった場合には、遅滞なく当社に対して届出るものとし、</u></p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第15条 (注文の執行)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) お客様の注文の内容が本規定または<u>当社</u>の定める本取引のルールに違反する場合</p> <p>(省 略)</p>	<p>第15条 (注文の執行)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) お客様の注文の内容が本規定または<u>約諾書および説明書</u>に定める本取引のルールに違反する場合</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第21条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>お客様が、<u>説明書、約諾書、本規定、法令諸規則およびその他当社の定める事項</u>のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、<u>ただち</u>にお客様の本取引を制限または停止することができるものとし、</p> <p>(省 略)</p>	<p>第21条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>お客様が、<u>法令・諸規則等、本規定、約諾書および説明書</u>のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、<u>直ち</u>にお客様の本取引を制限または停止することができるものとし、</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行	改 正 後
<p>4 お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の<u>必要記載事項が入力されていない場合</u>、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はおお客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>4 お客様は、Myページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の<u>登録事項に不備がある場合</u>、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はおお客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>7 <u>当社は、年1回、満年齢が75歳以上のお客様に本取引継続のご意思について確認を求めます。当社が定める期限内にご回答をいただけない場合、お客様の取引を制限し、本規定に基づく必要な措置を講じることができるものとします。</u></p>
<p>第22条（通知およびその効力）</p> <p>(省 略)</p> <p>2 お客様が当社に<u>届出た氏名、住所、電話番号またはメールアドレス</u>に宛て、当社からの本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとみなして取扱うものとします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第22条（通知およびその効力）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 お客様が当社に<u>登録した氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号およびメールアドレス</u>に宛てた当社からの本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとみなして取扱うものとします。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第27条（免責事項）</p> <p>(省 略)</p> <p>(10) お客様が当社に<u>届出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、メールアドレスまたはその他の事項</u>に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合</p> <p>(省 略)</p>	<p>第27条（免責事項）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(10) お客様が当社に<u>登録した事項</u>に変更があったにもかかわらず、お客様が当社に変更の届出を怠った場合</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第28条（期限の利益の喪失）</p> <p>(省 略)</p> <p>(7) 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなった場合</p>	<p>第28条（期限の利益の喪失）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(7) <u>お客様が当社に登録した氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号およびメールアドレス等について</u>変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社に<u>て</u>お客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなった場合</p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第31条 (解約)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、<u>第5条第3項第2号</u>に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、第26条第1項または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、<u>ただちに</u>本取引口座を解約できるものとします。また、当社は、本取引口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1) お客様が当社との契約条項に違反したとき</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(3) 本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用され、または利用される恐れがあると当社が判断したとき</p> <p>(4) 当社がお客様の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第31条 (解約)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、<u>第6条第4項</u>に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、第26条第1項または第28条のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、直ちに本取引口座を解約できるものとします。また、当社は、本取引口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1) お客様が<u>法令・諸規則等</u>および当社との契約条項に違反したとき</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(3) 本取引口座が、法令違反や公序良俗に反する行為に利用されている、または<u>違反</u>利用される恐れがあると当社が判断したとき</p> <p>(4) 当社がお客様に本人確認および<u>ご登録事項について</u>の確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>第32条 (改訂および承認)</p> <p>本規定は、法令、<u>諸規則</u>および取引所規則等の変更、監督官庁の指示、もしくはその必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p> <p>附則 本規定は、2025年<u>3月31日</u>より施行する。 (2025年<u>3月28日</u> 作成)</p>	<p>第32条 (改訂および承認)</p> <p>本規定は、法令、<u>諸規則等</u>および取引所規則等の変更、監督官庁の指示、もしくはその必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、2025年<u>7月14日</u>より施行する。 (2025年<u>7月9日</u> 作成)</p>